

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和8年9月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数, () の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

手術	抜 歯 手 術 （1 歯につき）		口腔内消炎手術		口腔内軟組織異物(人工物)除去術		歯周外科手術	
	乳 歯	130（195）	智歯周囲炎の歯肉弁切除等	120（156）	簡単なもの	30（45）	歯周ポケット搔爬術	80（120）
	前 歯	160（240）	歯肉膿瘍等	180（234）	困難なもの		新付着手術	160（240）
	白 歯	270（405）	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等	230（345）	浅在性のもの	680（1020）	歯肉切除手術	320（480）
	難抜歯加算	+230（+345）	顎炎又は顎骨骨髓炎等		深在性のもの	1290（1935）	歯肉剝離搔爬手術	630（945）
	（前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術）		1/3顎未満	750（1125）	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)		歯周組織再生誘導手術（GTR術）(材料料は別算定)	
	埋伏歯	1080（1620）	1/3顎以上	2600（3900）	軟組織に限局するもの	600（900）	1次手術(誘導膜の固定)	840（1260）
	（骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏智歯に限る）		全顎	5700（8550）	硬組織に及ぶもの	1300（1950）	FOp及びGTR1次手術時歯根面レーザー	
	下顎智歯(骨性・水平埋伏)	+230（+345）	口腔外消炎手術（骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等）		顎関節脱臼非観血的整復術		応用加算	+60（+90）
	歯根分割搔爬術	260（390）	2cm未満のもの	180（270）	（片側）	800（1200）	2次手術(非吸収性膜の除去)	380（570）
術	ヘミセクション(分割抜歯)	470（705）	2cm以上5cm未満のもの	300（450）	歯槽骨折非観血的整復術		歯肉歯槽粘膜形成手術	
	拔牙窩再搔爬手術	130（195）	5cm以上のもの	750（1125）	1～2歯	680（1020）	歯肉弁根尖側移動術	770（1155）
	歯槽骨整形手術	110（165）	歯根嚢胞摘出手術		3歯以上	1300（1950）	歯肉弁歯冠側移動術	770（1155）
	ヘミセクション(分割抜歯)		歯冠大	800（1200）	創傷処理（口腔内縫合術）		歯肉弁側方移動術	770（1155）
	骨瘤除去手術		拇指頭大	1350（2025）	長径5cm未満(小 深)	1400（2100）	遊離歯肉移植術	
	腐骨除去手術		鶏卵大	2040（3060）	5cm以上10cm未満(中 深)	1880（2820）	（手術野ごと）	770（1155）
	歯槽部に限局するもの	600（900）	歯根端切除手術（1歯につき）(歯根端閉鎖の費用を含む)		5cm未満(小 浅)	530（795）	SPT 開始後の歯周外科手術は50/100で算定	
	顎骨(片側の1/3未満)	1560（2340）	歯科CT、手術用顕微鏡を使用	2000（3000）	5cm以上10cm未満(中 浅)	950（1425）	(歯周治療以外の傷病名で実施した歯肉歯槽粘膜形成手術は所定点数で算定可)	
	顎骨(片側の1/3以上)	4100（6150）	上記以外	1350（2025）			頬、口唇、舌小帯形成術	630（945）
			注）歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。					
麻酔	伝達麻酔……………42（63） (下顎孔・眼窩下孔)		浸潤麻酔……………30（45） (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、即時充填形成、インレー修復形成以外で算定)		吸入鎮静法 30分まで……………70（105） 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに ……+10（+15）		静脈内鎮静法…600（900）	
歯冠	補綴時診断料（1装置につき）		支台築造（材料料を含む）		即時充填形成(充形)（1歯につき）……………128（192）			
	新製（ブリッジ、有床義歯）…90		〔歯技連1…+60〕		インレー修復形成（修形）（1歯につき）……………120（180）			
	新製以外……………70		〔歯技連2…+80〕					
	歯冠形成							
	(1歯につき)							
	(大白歯の1/3冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)							
修	ブリッジ支台歯形成加算（金属冠、非金属冠）……………+20（+30）							
	暫間歯冠補綴装置（1歯1回、製作、装着、装着材料料の費用含む）……………48（72）							
	※支台歯保護等のためのテンポラリークラウンやリテーナーの暫間的装着や歯周治療用装置（冠形態）等を含む							
	窩洞形成（KP）〔単純なもの……………60（90）		ファイバーポスト（材料料を含む）					
	複雑なもの……………86（129）		(大・小白歯は根管数により最大2本まで)					
	※Br支台歯形成加算として複雑なもののみ(1歯につき)+20（+30）							
	う蝕歯無痛の窩洞形成加算（う蝕無痛）							
	(KPと充形が対象)……………+40（+60）							
	CAD/CAMインレー窩洞形成加算……………+150（+225）							
	補綴前処置（1装置につき）……………40（60）							
復	歯冠修復(材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)		(※1) (※2) (※3)		※1 大白歯の4/5冠は、生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る。			
					※2 FMCは、小白歯と大白歯に限る。			
					※3 レジン前装金属冠は、前歯又はブリッジ支台の小白歯に限る。			
印象採得料（1個につき）	支台築造（メタルコア・ファイバーポスト）……………50（75）				根面被覆（材料料を含む）			
	単純……………32（48）				前歯・小白歯 大白歯			
	連合……………64（96）				根面板 金バラ 653 854			
	歯科技工士連携加算1(歯科医師と歯科技工士が対面で状態確認)…+60（+90）				銀合金 255 272			
	歯科技工士連携加算2(歯科医師と歯科技工士が情報通信機器を用いて状態確認)…+80（+120）				レジン充填(複合レジン系) 118(171)			
	光学印象（1歯につき）……………150（225）							
	咬合採得料（1個につき）……………18（27）							
	装着料（1個につき）							
	歯冠修復……………45（68）							
	内面処理加算1（CAD/CAM冠,CAD/CAMインレー）…+55（+83）							
装着材料料	歯科用合着・接着材料							
	(Ⅰ) イ 標準型…17 自動練和型…36 (Ⅲ) …12							
	(Ⅱ) イ 標準型…10 自動練和型…12 (Ⅳ) または即時硬化レジン…4							
	仮着用セメント（1歯につき）…4							

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和8年9月1日実施)

日本歯科医師会

＜注＞ 下記点数のうちゴシックは所定点数、（ ）の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ（1装置につき）			接着冠（材料料を含む）			ボンテック（1歯につき）（材料料を含む）		
		5 歯 以 下	6 歯 以 上		前歯	小臼歯	大臼歯		小 白 歯
	印 象 採 得 料	282 (423)	334 (501)	金パラ	1422	1362	1773	大 白 歯	2031
レジン前装金属	咬 合 採 得 料	76 (114)	150 (225)	銀合金	446	386	417	大 白 歯	2554
	試 適 料 （前歯部に係る場合）	40 （ 60）	80 (120)	歯科技工士連携加算1(咬合採得料、6歯以上) +60(+90) 歯科技工士連携加算2(咬合採得料、6歯以上) +80(+120)			大・小臼歯		534
	装 着 料	150 (225)	300 (450)				前 歯		2454
レジン前装金属	仮 着 料	40 （ 60）	80 (120)				小 白 歯		2231
	内面処理加算 1（高強度硬質レジンブリッジ） +110（+165）			内面処理加算 2（接着ブリッジ）(接着冠ごとに） ... { 1歯...+45（+ 68） 2歯...+90（+135）			大 白 歯		2614
	注）○5歯以下：支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上：支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。			高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）（材料料を含む）4068			前 歯		1308
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）（1装置につき） 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。（装着材料料は別算定） ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、チタン冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。 ○ブリッジ（すべての支台をインレーとするブリッジは除く）はクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。			小 白 歯		762
	注）○5歯以下：支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合（高強度硬質レジンブリッジ及び接着カンチレバー含む） ○6歯以上：支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 注）当該補綴物の装着時に算定する。			チタンブリッジ（1装置につき、純チタン使用、材料料を含む）2961			大 白 歯		622
	レジン前装加算（1歯につき、硬質レジンによる前装）+600			冠及びボンテックの修理			レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック		窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 (90) 106 (159)
有床義歯	印象採得料（1装置につき）			有床義歯			歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック、高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)		修理 + 人工歯料 70 (105)
	単純印象 { 簡単なもの 42（ 63） 困難なもの 72 (108)			局 部 義 歯					
	連合印象230 (391)			総 義 歯					
有床義歯	特殊印象272 (462)			咬合採得料（1装置につき）					
	少数歯欠損(1床1歯～8歯) ... 57(97)			多数歯欠損(1床9歯～14歯) ...187(318)					
	総 義 歯283(481)			総 義 歯272(408)					
有床義歯	【咬合採得料、仮床試適料共通事項】 歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2			咬合採得料 +60 (+102) +80 (+136)					
	咬合採得料 +60 (+90) +80 (+120)			仮床試適料					
	仮床試適料								
有床義歯	磁性アタッチメント（材料料を含む）			前歯・小臼歯					
	キーパー付根面板（キーパー代を含む）			金パラ					
	磁石構造体			銀合金					
有床義歯	鑄 造 鉤（材料料を含む）			双 子 鉤					
	コバルトクロム合金			266					
	金 パ ラ			1955					
有床義歯	線 鉤（材料料を含む）			双 子 鉤					
	不 銹 鋼 ・ 特 殊 鋼			232					
	14 K			1788					
有床義歯	コンビネーション鉤（材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼）			大臼歯					
	鑄 造 鉤			273					
	金 パ ラ			828					
有床義歯	大連結子（バー）（1個につき）（材料料を含む）			屈曲 不銹鋼・特殊鋼					
	屈曲 不銹鋼・特殊鋼			298					
	鑄造 { コバルトクロム合金 487			金パラ 3186					
有床義歯	保持装置（1個につき）..... +62			間接支台装置（1個につき）..... 111					
有床義歯	有床義歯（装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定） 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数			有床義歯内面適合法（硬質材料）					
	局 部 義 歯			6 月以内					
	総 義 歯			6 月以内					
有床義歯	人工歯料（有床義歯、ジャケット冠（乳歯））			部 位					
	部 位			前歯部					
	材 料			1 歯					
有床義歯	レ ジ ン 歯			4					
	スルフォン樹脂			10					
	硬質レジン歯			10					
有床義歯	床 用 陶 歯			31					
	3DFD歯冠部用			6					
有床義歯	有床義歯修理（装着料を含む） 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数			6 月以内の修理					
	少数歯欠損（1歯～8歯）			290 (435)《420》					
	多数歯欠損（9歯～14歯）			320 (480)《450》					
有床義歯	総 義 歯			375 (563)《505》					
有床義歯	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）			1 初診時...21 再診時等...4 3 歯科訪問診療時 イ 同一建物居住者以外...66 同一建物居住者...11					
	※令和9年6月以降は、1から3までの点数の200/100で算定。			※令和8年3月31日時点で同評価料を算定していた場合。（ ）内は令和9年6月以降の点数。					
	1 初診時...31 (52) 再診時等...6 (10) 3 イ...107 (173) ロ...21 (32)								
有床義歯	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）			1 イ 初診又は歯科訪問診療を実施...8 ロ 再診時等...1					
	※個々の診療所の状況に応じて、24段階の点数項目が設定。13～24については、令和9年6月以降から算定。			※令和8年3月31日時点で同評価料を算定していた場合。（ ）内は令和9年6月以降の点数。					
	1 イ 初診又は歯科訪問診療を実施...16 (16) ロ 再診時等...2 (2)			※同評価料（Ⅱ）の2～24の各段階における所定点数については、算定告示等を参照。					
有床義歯	歯科外来物価対応料 イ 初診時...3 ロ 再診時等...1			※令和9年6月以降は、200/100で算定。					
	歯科技工所ベースアップ支援料（1装置につき）...15			※令和9年6月以降は、200/100で算定。					